

**審 査 基 準 表**  
(令和5年度特定健診実施率向上対策事業委託)

審査項目	審査内容	配点	総合
内容構成力	受診行動を促す工夫が含まれ、実施率向上に効果的な提案となっているか。	30	110
	勧奨通知物(メッセージ)には工夫を加え、独創的なアイデアが盛り込まれているか。また、見やすく分かりやすいデザインであり、実施率向上に効果的なものになっているか。	20	
	事業対象市町村の特定健診実施スケジュールに合わせた事業が実施できるよう、計画的な業務スケジュールとなっているか。	20	
	効果分析について、項目や内容は適切なものになっているか。また、改善策の提示が期待できる提案となっているか。	20	
	事業者ならではの強みを生かした、実施率向上に資する追加提案が含まれているか。	20	
運営体制	業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。	10	10
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10	10
実績	都道府県又は国保連合会単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。	30	50
	市町村単位での同様の業務について、十分な受託実績及び実施率向上実績があるか。	20	
合計		180	180

【審査方法】

- (1) 委員は、各審査項目について審査を行い、11段階で採点する。
- (2) 全ての委員の点数を合計し、最高点数となった参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (3) 委員の合計点数が最低基準点(「180点×委員数」の6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点(「180点×委員数」の6割)以上になったときは、その参加者を受託候補者として決定する。